

平成 18 年 1 月 23 日  
東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

## 当所 4 号機における運転上の制限の逸脱からの復帰について

定格熱出力一定運転中の当所 4 号機は、平成 18 年 1 月 18 日、非常用ガス処理系<sup>\*1</sup> (B) の定例試験を実施したところ、中央操作室の流量計の指示が出なかったため、当該系統が正常に動作していることを確認できず、同日午前 10 時 52 分、保安規定第 51 条に定める「運転上の制限」<sup>\*2</sup>を満足していないと判断しました。

その後、保安規定に基づき、すみやかに非常用ガス処理系 (A) が正常に動作することを確認しました。  
(1 月 18 日お知らせ済み)

調査の結果、当該系統の送風機、弁などに異常は認められませんでした。当該系統に流れる気体の流量を電気信号に変換する流量変換器に不具合が生じていたことがわかりました。

このため、当該変換器を予備品と交換し、非常用ガス処理系 (B) の確認試験を行ったところ、流量計の指示が通常値を示していることを確認したことから、1 月 19 日午後 1 時 24 分、運転上の制限を満足していると判断しました。

なお、当該変換器と同一の非常用ガス処理系の流量変換器については、今後計画的に交換を進めてまいります。

以 上

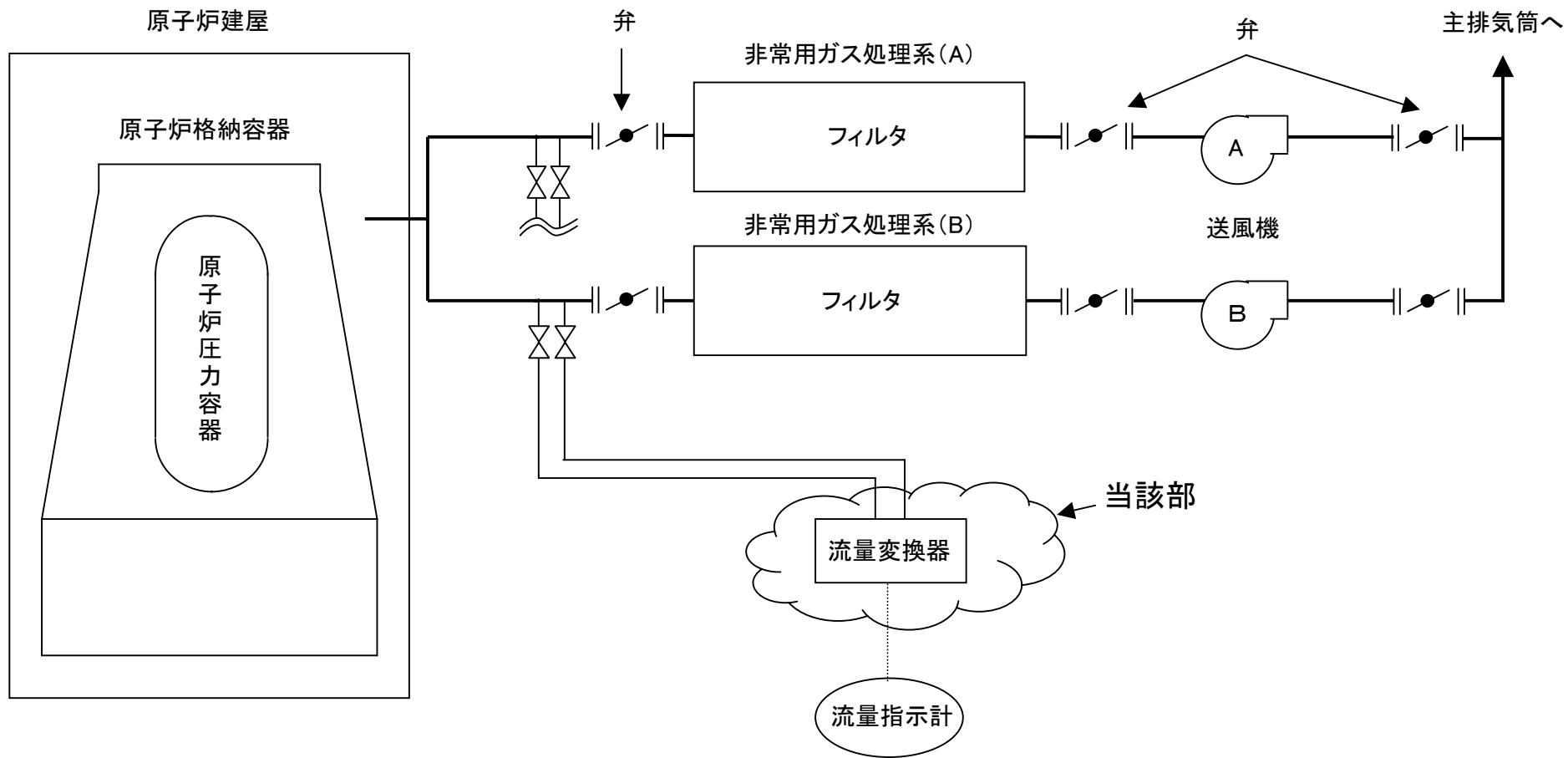
### \* 1 : 非常用ガス処理系

原子炉格納容器から放射性物質の漏えいがあった場合、原子炉建屋内の空気を高性能のフィルタで浄化して排気筒より放出する系統で、(A)、(B) の 2 系列ある。

### \* 2 : 保安規定第 51 条に定める「運転上の制限」

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになる。

当該系統については、2 系列が動作可能であることが要求されており、1 系列が動作不能の場合には、他の 1 系列について動作可能であることをすみやかに確認するとともに当該系列を 10 日以内に動作可能な状態に復旧する必要がある。



**非常用ガス処理系系統概略図**